桜川市告示第88号

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱を次のように 定める。

令和4年6月17日

桜川市長 大塚 秀喜

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、厳しい事業環境にある地域公共交通について、市民生活や経済活動を支える重要な社会基盤であることを鑑み、現在及び将来にわたる安定的な運行の維持・継続を図る観点から、公共交通事業者に対し予算の範囲内において、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
  - (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
  - (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
  - (4) 市税等 個人においては個人住民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車 税及び国民健康保険税、法人においては個人住民税(特別徴収)、法人市民 税、固定資産税、軽自動車税、入湯税及び特別土地保有税をいう。

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、申請をした日以降も引き続き事業を継続する意思のある者とする。
  - (1) この要綱の施行日において市内を運行するバス路線を有する路線バス事業

者

- (2) 市内に営業所を置き、この要綱の施行日において営業を行っている貸切バ ス事業者
- (3) 市内に営業所を置き、この要綱の施行日において営業を行っているタクシー事業者(福祉輸送事業限定を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者とならない。
  - (1) 市税等に滞納があるとき。
  - (2) 代表者、役員その他当該団体に実質的に関与している者が桜川市暴力団排除条例(平成24年桜川市条例第17号)に定める暴力団員又は暴力団員等であるとき。
- 3 交付対象者は、茨城県が定めた「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行っていただきたい取組」に基づく感染防止の取組を実施しなければならない。 (支援金の額等)
- 第4条 支援金の額は、次の各号に定めた額とする。
  - (1) 路線バス事業者 1事業者あたり 100万円
  - (2) 貸切バス事業者 1事業者あたり 100万円
  - (3) タクシー事業者 1事業者あたり 100万円
- 2 支援金の交付は、同一交付対象者に対して1回限りとし、交付対象者が前条第1 項第1号から第3号に該当する事業を複数営んでいる場合においても同様とする。 (交付申請)
- 第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 第3条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業の許可を受けていることが確認できる書類の写し
  - (2) 申請者が、路線バス事業者である場合においては、市内を運行するバス路線を示した路線図、貸切バス事業者又はタクシー事業者である場合においては、市内に営業所を置いていることが確認できる書類
  - (3) 誓約書(様式第2号)
  - (4) 申請者である法人及びその代表者が、市税等を完納していることが確認できる書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、令和4年8月31日までとする。ただし、申請書が郵送により提出された場合は、郵便物の押印された証示印の日付が提出期限内であったときに限り有効とする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、

支援金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の審査により支援金交付が適当であると認めたときは、桜川市新型 コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付決定通知書兼支援金額確定通 知書(様式第3号)により申請者に通知する。この場合において、市長は、必要に 応じて条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査により、支援金交付が不適当であると認めたときは、桜川 市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金不交付決定通知書(様式第4 号)により申請者に通知する。

(支援金の請求)

第7条 前条第2項の規定による決定通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けよ うとするときは、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付請 求書(様式第5号)により、支援金の交付を請求しなければならない。

(決定の取り消し等)

- 第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の全部又は一部を取り消し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
  - (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 支援金の交付決定の条件に違反したとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、支援金を交付することが不適当と認められる 事実があったとき。

(書類の保存)

- 第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付に係る関係書類を、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
  - (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効日以前に支援金の交付を受けた者にかかる第8条及び第9条の 規定は、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

桜川市長 様

所在地 名称 代表者氏名

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付申請書

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金の交付を受けたいので、 桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第5条の規定に より、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

| 1 | 支援金申請金額                              |
|---|--------------------------------------|
| 2 | 申請者の交付対象者区分                          |
|   | □路線バス事業者 □貸切バス事業者 □タクシー事業者(福祉輸送事業限定を |
|   | 除く)                                  |
| 3 | 添付書類                                 |
|   | □桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第3条第  |
|   | 1項第一号から第三号のいずれかに該当する事業の許可を受けていることを   |
|   | 確認できる書類の写し                           |
|   | □申請者が、路線バス事業者である場合においては、市内を運行するバス路線を |
|   | 示した路線図、貸切バス事業者又はタクシー事業者である場合においては、市  |
|   | 内に営業所を置いていることが確認できる書類                |
|   | □誓約書(様式第2号)                          |
|   | □申請者である法人及びその代表者が、市税等を完納していることが確認できる |
|   | 書類                                   |
|   | □その他市長が必要と認める書類                      |

年 月 日

桜川市長 様

所在地 名称 代表者氏名

## 誓約書

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金の交付申請を行うにあたり、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱の規定を順守するとともに、以下のことを誓約します。

記

- 1 桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第3条第1項に規定する交付対象者の要件を満たしていること。
- 2 申請日以降も引き続き事業を継続する意思を有していること。
- 3 茨城県が定めた「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行っていた だきたい取組」に基づく感染防止の取組を実施し、今後も継続していくこと。
- 4 市税等に滞納がないこと。
- 5 代表者、役員その他当該団体に実質的に関与している者が桜川市暴力団排除条例 (平成24年桜川市条例第17号)に定める暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- 6 申請事項及び提出書類等の内容に虚偽がないこと。
- 7 桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第8条に規定する交付決定の取り消し等を受けた場合は、速やかに交付金を返還すること。

第 号年 月 日

様

桜川市長

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付決定通知書 兼支援金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜川市新型コロナウイルス感染症対策 地域公共交通支援金について、下記のとおり交付することに決定し、支援金額を確定 しましたので、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第 6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支援金交付決定額(確定額)
- 2 交付の条件

円

 第
 号

 年
 月

 日

様

桜川市長

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜川市新型コロナウイルス感染症対策 地域公共交通支援金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、 桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第6条第3項の 規定により通知します。

記

1 不交付の理由

年 月 日

桜川市長 様

所在地 名称 代表者氏名

桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定及び支援金額の確定がありました桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金について、桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先

金融機関名本 (支) 店名口座種別口座番号フリガナ口座名義